

医療法人吉村病院
(居宅介護支援事業所 ハレ)

虐待防止のための指針

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

医療法人吉村病院 居宅介護（予防）支援事業所（以下「事業所」という）は、虐待は利用者の尊厳に深刻な影響を及ぼす人権侵害であり、犯罪行為であると認識し「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という）の理念に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

1) 委員会の設置

虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため「虐待防止検討委員会」（以下委員会）を設置する。

2) 委員会の構成

委員会の構成員は、法人管理者を委員長とし、各事業所の代表者を選任の担当者とする。
委員長は、委員会の運営と指導を行う。

3) 委員会の開催および検討項目

委員会は、定期的（1年に1回）に開催するほか、必要に応じて開催し、次に掲げる事項について審議する。また、身体的拘束適正化検討委員会と共に開催することがある。

4) 委員会では、次に掲げる事項について審議する。

- ① 虐待等について検討する事項や高齢者虐待チェックリストを活用する
- ② 職員等は、虐待等の発生やその恐れのある状況、背景等を記録するとともに、委員会へ①により虐待等について報告すること
- ③ 委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること
- ④ 事例の分析に当たっては、虐待等の発生時の状況等を分析し、虐待等の発生の原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正性と適正化策を検討すること
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

事業所の職員に対する虐待の防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

1) 新規採用者に対する研修

新規採用時には、新人研修計画の中に位置づけ、虐待の防止等の基礎に関する教育を行う。

2) 全職員を対象とした定期的研修

本指針に基づいた研修プログラムを作成し定期的な研修（年1回）を実施する。

また身体的拘束等の適正化に関する職員研修と同時開催の場合もある。

3) 記録

研修の実施内容を記録し、5年間保存する。

4. 事業所内で発生した虐待等の報告方法等の方策に関する基本方針

- 1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、事業所内の管理者。
- 2) 虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- 3) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- 4) 事業所は、再発防止策の作成を行い、検討した再発防止策を職員等に周知する。

5. 虐待の定義

本指針において虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。
- ② 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ③ 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすることまたは利用者にわいせつな行為をさせること。
- ④ 経済的虐待 養護者または利用者の親族が当該利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。
- ⑤ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他利用者を養護すべき義務を著しく怠ること。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援をする。

7. その他虐待等の防止に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

その他虐待防止の推進のために必要な事項、権利擁護及び虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は、利用者、家族、後見人等の関係者及び事業所職員、ならびにその他関係者がいつでも閲覧できるよう、書面にてファイルに綴り設置する。

9. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、適宜委員会により実施する。

10. 附則

この指針は、令和7年6月1日より施行する。